

令和2年2月25日

報道関係者各位

協定を締結しました 災害時における動物救護活動に関する協定

習志野市の災害時における市民生活の安定を図るべく、本市と公益社団法人千葉県獣医師会京葉地域獣医師会は「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結いたしました。

1. 協定の名称

災害時における動物救護活動に関する協定書

2. 協定締結先

公益社団法人千葉県獣医師会 京葉地域獣医師会

3. 協定内容

災害時において、本市の要請に基づき、以下の動物救護活動を行う

- (1)要請した対象動物の応急手当
- (2)要請した対象動物の一時保護及び管理
- (3)対象動物に関する情報の提供
- (4)対象動物の飼育指導及び、衛生指導
- (5)施設、設備及び物資の供給、その他の災害応急業務

※対象動物とは主に動物救護活動の対象とする犬及び猫

4. 協定締結の経緯

地震や風水害等が発生した際に、習志野市と公益社団法人千葉県獣医師会京葉地域獣医師会が、相互に協力して動物救護活動を実施するため、必要な事項を協議しておりました。

本市では、災害時市民生活の安定が図れることから、本協定の締結に至りました。

5. 協定締結日 令和2年2月21日